

クロージング・オークションの導入に伴う「業務規程」等の一部改正 新旧対照表

目 次

(ページ)

1. 業務規程の一部改正新旧対照表	1
2. 業務規程施行規則の一部改正新旧対照表	4
3. 制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表	5

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(売買立会の区分及び売買立会時)</p> <p>第2条 当取引所の売買立会は、午前立会及び午後立会に分ち、各売買立会時は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券（新株予約権証券、投資信託受益証券（投資信託財産の一口あたりの純資産額の変動率を特定の指標（金融商品市場における相場その他の指標をいう。以下同じ。）の変動率に一致させるよう運用する投資信託の受益証券をいう。以下同じ。））、外国投資信託受益証券（外国投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）及び外国投資証券を含む。第9条第1項、第66条及び第67条を除き以下同じ。）</p> <p>午前立会は、午前9時から11時30分までとし、午後立会は、午後0時30分から3時30分までとする。 <u>ただし、午後3時25分から3時30分まではクロージング・オークションとし、午後3時30分に売買を成立させる。</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(競争売買の原則)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>次の各号に定めるところによる呼値は、それぞれ同時に行われたものとみなす。</u></p> <p>(1) <u>売買立会の始めの約定値段が決定されるまでに行われたすべての呼値</u></p> <p>(2) <u>当取引所が定めるところにより特定の銘柄について売買が中断された場合の中断後最初の約定値段が決定されるまでに行われたすべての呼値</u></p> <p>(3) <u>午後立会の売買立会終了時に執行することを条件として行われたすべての呼値及びクロージング・オークションにおいて行われたすべての呼値</u></p> <p>4 (略)</p> <p>(個別競争売買)</p>	<p>(売買立会の区分及び売買立会時)</p> <p>第2条 当取引所の売買立会は、午前立会及び午後立会に分ち、各売買立会時は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券（新株予約権証券、投資信託受益証券（投資信託財産の一口あたりの純資産額の変動率を特定の指標（金融商品市場における相場その他の指標をいう。以下同じ。）の変動率に一致させるよう運用する投資信託の受益証券をいう。以下同じ。））、外国投資信託受益証券（外国投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）及び外国投資証券を含む。第9条第1項、第66条及び第67条を除き以下同じ。）</p> <p>午前立会は、午前9時から11時30分までとし、午後立会は、午後0時30分から3時30分までとする。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(競争売買の原則)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>売買立会の始めの約定値段が決定されるまでに行われたすべての呼値及び当取引所が定めるところにより特定の銘柄について売買が中断された場合の中断後最初の約定値段が決定されるまでに行われたすべての呼値は、それぞれ同時に行われたものとみなす。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>(個別競争売買)</p>

第12条 (略)

2～4 (略)

5 第3項の規定にかかわらず、第2項第3号の約定値段を定める売買の値段が、直前の約定値段（当取引所が定めるところにより気配表示が行われているときは、当該気配値段）を基準として、当取引所が定める値幅を超えるときの売買の取扱いは、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 午前立会

売買を不成立とする。

(2) 午後立会

成行呼値及び当該値幅の限度の値段に優先する値段の呼値を、当該値幅の限度の値段による呼値とみなして、第3項の規定に従って売買を成立させる。この場合においては、第10条第3項の規定は適用しない。

6 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる銘柄の第2項第3号の約定値段を定める売買の値段が、当取引所が定めるところにより気配表示が行われている場合の当該直近の気配値段（気配表示が行われていないときは、当取引所が定める値段）を基準として、当取引所が定める値幅を超えるときは、売買を不成立とする。

(1) 株券（当取引所、国内の他の金融商品取引所又は外国の金融商品取引所若しくは組織された店頭市場において上場又は継続的に取引されている銘柄を除く。）のうち新たに上場された銘柄（当取引所がその都度指定する銘柄を除く。以下「直接上場銘柄」という。）の初値の決定前における当該直接上場銘柄

(2) 事業を承継させる人的分割（分割に際し、分割する会社の株主に承継会社又は新設会社の株式の全部又は一部を交付する会社の分割をいう。）が行われる銘柄（当取引所がその都度指定する銘柄を除く。以下「人的分割銘柄」という。）の当該株式の交付に係る権利落後最初の約定値段（以下「権利落後始値」という。）の決定前における当該人的分割銘柄及び株式無償割当て（割当てを受ける株主の有する株式と割り当てられる株式の種類が同一であるものを除く。）が行われる銘柄であって当取引所がその

第12条 (略)

2～4 (略)

5 第3項の規定にかかわらず、第2項第3号の約定値段を定める売買の値段が、直前の約定値段（当取引所が定めるところにより気配表示が行われているときは、当該気配値段）を基準として、当取引所が定める値幅を超えるときは、売買を不成立とする。

(新 設)

(新 設)

(新 設)

都度指定する銘柄（以下「株式無償割当て銘柄」という。）の権利落後始値の決定前における当該株式無償割当て銘柄

（空売り価格規制の基準価格）

第16条 （略）

2 前項第1号及び第2号bの規定にかかわらず、直接上場銘柄の初値決定日並びに人的分割銘柄の権利落後始値及び株式無償割当て銘柄の権利落後始値の決定日における基準価格は、次の各号に定めるところによる。

(1)・(2) （略）

3 （略）

付 則

- 1 この改正規定は、令和6年11月5日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、令和6年11月5日から施行することが適当でないと当取引所が認める場合には、同日後の当取引所が定める日から施行する。

（空売り価格規制の基準価格）

第16条 （略）

2 前項第1号及び第2号bの規定にかかわらず、株券（当取引所、国内の他の金融商品取引所又は外国金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されている銘柄を除く。）のうち新たに上場された銘柄（当取引所がその都度指定する銘柄を除く。以下「直接上場銘柄」という。）の初値決定日並びに事業を承継させる人的分割（分割に際し、分割する会社の株主に承継会社又は新設会社の株式の全部又は一部を交付する会社の分割をいう。）が行われる銘柄（当取引所がその都度指定する銘柄を除く。以下「人的分割銘柄」という。）の当該株式の交付に係る権利落後最初の約定値段（以下「権利落後始値」という。）及び株式無償割当て（割当てを受ける株主の有する株式と割り当てられる株式の種類が同一であるものを除く。）が行われる銘柄であって当取引所がその都度指定する銘柄（以下「株式無償割当て銘柄」という。）の権利落後始値の決定日における基準価格は、次の各号に定めるところによる。

(1)・(2) （略）

3 （略）

業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(売買の中断)</p> <p>第7条 規程第10条第3項第2号及び同第12条第2項第2号に規定する売買が中断された場合とは、次の各号に掲げる場合をいう。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(気配表示)</p> <p>第10条 規程第12条第2項第4号及び第6項に規定する気配表示は、呼値に関する規則第13条及び同第14条に規定する気配表示とし、規程第12条第5項かっこ書、同第16条第1項第1号aかっこ書、同第42条かっこ書、同第45条第1項かっこ書並びに同別表「配当落等における空売り価格規制の基準価格算出に関する表」の(注2)かっこ書に規定する気配表示は、呼値に関する規則第12条から第14条までに規定する気配表示とする。</p> <p>(売買立会終了時の約定値段を定める売買における値幅)</p> <p>第11条 規程第12条第5項及び第6項に規定する当取引所が定める値幅は、次の基準値段のa及びbに掲げる区分に従い、当該a及びbに定めるところによる。ただし、気配が変化した等のため当該値幅によりがたいと認められる場合の値幅は、当取引所がその都度定める。</p> <p>a・b (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、令和6年11月5日から施行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、令和6年11月5日から施行することが適当でないと当取引所が認める場合には、同日後の当取引所が定める日から施行する。</p>	<p>(売買の中断)</p> <p>第7条 規程第10条第3項及び同第12条第2項第2号に規定する売買が中断された場合とは、次の各号に掲げる場合をいう。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(気配表示)</p> <p>第10条 規程第12条第2項第4号に規定する気配表示は、呼値に関する規則第13条及び同第14条に規定する気配表示とし、規程第12条第5項かっこ書、同第16条第1項第1号aかっこ書、同第42条かっこ書、同第45条第1項かっこ書並びに同別表「配当落等における空売り価格規制の基準価格算出に関する表」の(注2)かっこ書に規定する気配表示は、呼値に関する規則第12条から第14条までに規定する気配表示とする。</p> <p>(売買立会終了時の約定値段を定める売買における値幅)</p> <p>第11条 規程第12条第5項に規定する当取引所が定める値幅は、次の基準値段のa及びbに掲げる区分に従い、当該a及びbに定めるところによる。ただし、気配が変化した等のため当該値幅によりがたいと認められる場合の値幅は、当取引所がその都度定める。</p> <p>a・b (略)</p>

制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(貸借銘柄の選定基準)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、有価証券上場規程第208条第1項第1号若しくは第3号、同第214条第1号若しくは第3号又は同第220条第1号若しくは第3号の規定の適用を受けて上場される株券に対する最初の選定審査においては、第1号、第2号及び第3号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする(有価証券上場規程第208条第1号若しくは第3号、同第214条第1号若しくは第3号又は同第220条第1号若しくは第3号の規定に定める行為の当事者の発行する株券が貸借銘柄である場合に限る。)</p> <p><u>(1) 第2条第1項第2号並びにこの条第1項第6号、第8号及び第9号の各号に適合する銘柄であるとき。</u></p> <p><u>(2) 流通株式の数が、上場後最初に終了する事業年度の末日までに第6条第1項第1号の規定に該当しない見込みのある銘柄であるとき。</u></p> <p><u>(3) 株主数が、上場後最初に終了する事業年度の末日までに第6条第1項第2号の規定に該当しない見込みのある銘柄であるとき。</u></p> <p>4～8 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、令和6年11月5日から施行する。</p>	<p>(貸借銘柄の選定基準)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、有価証券上場規程第208条第1項第1号若しくは第3号、同第214条第1号若しくは第3号又は同第220条第1号若しくは第3号の規定の適用を受けて上場される株券に対する最初の選定審査においては、<u>同項</u>第1号、第2号及び第3号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする(有価証券上場規程第208条第1号若しくは第3号、同第214条第1号若しくは第3号又は同第220条第1号若しくは第3号の規定に定める行為の当事者の発行する株券が貸借銘柄である場合に限る。)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>4～8 (略)</p>